

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人古材文化の会
評価者氏名（職名）	森川 宏剛（NPO 法人京都景観フォーラム専務理事）
評価対象期間（年度）	令和3年度（令和2年10月1日～令和3年9月30日）

1 法人の事業活動，組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は，組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☒	☐	☒	☐
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☒	☐	☒	☐

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☒	☐	☒	☐

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合，基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に3件程度記入。

項 目	法人全体の労力に占める 事業に割く労力の割合※
事業名 建物調査業務、設計業務	40%
事業名 自主事業 勉強会等・住まいの学校・古材市	35%
事業名 京都市文化財マネージャー育成講座	25%

※ 例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき，総会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき，理事会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また，総会の審議事項との区分は明確か。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか。	☒	☐	☒	☐
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☒	☐	☒	☐
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☒	☐	☒	☐
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	☒	☐	☒	☐

(3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	☒	☐	☒	☐
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☒	☐	☒	☐
法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☒	☐	☒	☐
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☒	☐	☒	☐

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	☒	☐	☒	☐
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☒	☐	☒	☐

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☒	☐	☒	☐
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	☒	☐	☒	☐

2 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等他団体との連携の状況など

コロナ禍の中で、講座はもとより、各事業についても制限がかかる状況にもかかわらず、これだけの事業を継続的に推進されているのは素晴らしい。活動を担う方々の努力の結晶だと考える。

しかし前回監査において指摘されていた「新しい支援者（特に若い世代）を獲得するために、広報強化をしてはどうか。」という提案に対しては、対応が十分ではない。

コロナ禍を経て、社会が大きく変容していくことも予想される中、改めて活動の意義を問い直し、どうやって共感を広げていくかを組み立て、実践していく必要があると考えられる。

例えば、一定の投資が必要ではあるが、外部の広報や組織マネジメントの専門家など第三者的立場の人の参画を得て、外部目線の評価も得ながら、自分たちの活動を見直し、その意義や成果を言語化するところからはじめてはどうか。そして伝えたいことを、伝えたい人に届けるための HP、SNS、紙媒体など各種メディアを活用した古材文化の会らしい情報発信のあり方を組み立てられたらよいと考える。

また、他団体との連携事業も進められているが、これをさらに進め、他の NPO や市民活動団体、企業などとの連携で社会課題の解決にあたっていく経験を重ねることが、複雑化する課題に対応できる力をつけることにつながるのではないかと考える。

3 法人の組織運営に関する所見

※ 財務管理の透明性，組織体制の状況など

前述のように、広報強化などを行っていくためには、法人の事務局スタッフの労務費や管理費からの委託費などに充てられる資金の拡充と、あわせて若い担い手による事務局体制の拡充が必要であると考えられる。

事業収入の拡大、会費・寄付金の拡大、事業の効率化など、収益構造をより改善する取組や、事務局スタッフの確保に向けた取り組みが必要ではないかと考える。

《評価対象法人記入欄》

4 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
1. 情報発信について コロナ禍の中で、講座はもとより、各事業についても制限がかかる状況にもかかわらず、これだけの事業を継続的に推進されているのは素晴らしい。活動を担う方々の努力の結晶だと考える。 しかし前回監査において指摘されていた「新しい支援者（特に若い世代）を獲得するために、広報強化をしてはどうか。」という提案に対しては、対応が十分ではない。 コロナ禍を経て、社会が大きく変容していくことも予想される中、改めて活動の意義を問い直し、どうやって共感を広げていくかを組み立て、実践していく必要があると考えられる。 例えば、一定の投資が必要ではあるが、外部の広報や組織マネジメントの専門家など第三者的立場の人の参画を得て、外部目線の評価も得ながら、自分たちの活動を見直し、その意義や成果を言語化するところからはじめてはどうか。そして伝えたいことを、伝えたい人に届けるためのHP、SNS、紙媒体など各種メディアを活用した古材文化の会らしい情報発信のあり方を組み立てられたらよいと考える。	情報発信の改善には、活動する会員相互の共通理解が必要であり、各部会、プロジェクト内での活動の見直しを含め意見を出しやすい環境づくりを心がける。その上で古材文化の会らしい活動とは何か、またそれをどのような人に届けたいのかを考え、まずはホームページの改善に取り組む。 会の活動の発展は多様化をもたらしたが、一方で「誰に何を伝える」といった情報発信において基本的なところをまとめるのが難しくなっている。以上のことから会内部での継続した議論に加え、外部からの評価や意見も積極的にとり入れて具体策を講じる。 その他、3. の経営基盤にも関わることとして、具体策を講じる体制、人財の確保も併せて考えていく必要がある。
2. 他団体との連携について 他団体との連携事業も進められているが、これをさらに進め、他のNPOや市民活動団体、企業などとの連携で社会課題の解決にあたっていく経験を重ねることが、複雑化する課題に対応できる力をつけることにつながるのではないかと考える。	委託事業や京都市文化財マネージャー育成実行委員会では、当会理事が複数名参加して進められており、一層の団体間の相互理解や連携を図る。また、KOMO（古材文化の会 伝統建築保存・活用マネージャー会）として参画している全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会では、各地のヘリテージマネージャーと交流が図られていることから、そのような場にかかわる人（会員のマネージャー）を増やしていく。他にも理事や会員が参加する他団体と活動目的が重なる場合、見学会など催しを共催することも検討していく。 一方で、会員同士の相互理解を深めること、人を活かすことにも留意して、遠方の会員やこれまで活動に参加しにくい環境にあった会員にも多様な形で参加、協力してもらえるような手段や仕組みを整えていく必要がある。

3. 経営基盤の強化について 前述のように、広報強化などを行っていくためには、法人の事務局スタッフの労務費や管理費からの委託費などに充てられる資金の拡充と、あわせて若い担い手による事務局体制の拡充が必要であると考え る。 事業収入の拡大、会費・寄付金の拡大、事業の効率化など、収益構造をより改善する取組や、事務局スタッフの確保に向けた取り組みが必要ではないか。	事業型のNPO法人としての自覚を持って、現在の収益構造を改善するとともに、1. の情報発信にかかわることとして、広報活動にも力を入れ、認定NPO法人という強みを活かし、広く一般に賛同を集め、寄付者を増やしていく。 活動の多様化や拡大に対応するには事務局体制が弱い面がある。また、事務局に求められることも種々様々であり、会の活動を理解したうえで、個人の強みを生かせるような事務局体制が望まれる。そのためには、他団体や市民活動を行う様々な人との交流の機会を増やし、事務局に必要な役割の見直しと人財の確保に努める。
--	--

備考（審査委員会のコメント）

（審査委員会に報告後、市で記入します）

